

西村ジョイ丸亀店 (No.996)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 5 月 14 日 香川県知事 浜田 恵造

### 1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 西村ジョイ株式会社 住所 高松市成合町 891 番地 1 名称 西村興産株式会社 住所 高松市高松町 2442 番地 名称 株式会社はやぶさ 住所 丸亀市飯野町東二甲 1003 番地 1																								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 西村ジョイ丸亀店 所在地 丸亀市田村町 506																								
変更しようとする事項	(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  【変更前】 7,219 m <sup>2</sup> 【変更後】 7,636 m <sup>2</sup>  (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  ① 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 【変更前】(図面 3-1 参照) <table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>位置</th><th>容量</th></tr></thead><tbody><tr><td>廃棄物保管施設①</td><td>資材館北側</td><td>19.50 m<sup>3</sup></td></tr><tr><td>廃棄物保管施設②</td><td>本館北側</td><td>22.50 m<sup>3</sup></td></tr><tr><td>廃棄物保管施設③</td><td>ペット館南側</td><td>4.50 m<sup>3</sup></td></tr></tbody></table> 【変更後】(図面 3-2 参照) <table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>位置</th><th>容量</th></tr></thead><tbody><tr><td>廃棄物保管施設①</td><td>B 棟北西側</td><td>19.50 m<sup>3</sup></td></tr><tr><td>廃棄物保管施設②</td><td>本館北側</td><td>22.50 m<sup>3</sup></td></tr><tr><td>廃棄物保管施設③</td><td>ペット館南側</td><td>4.50 m<sup>3</sup></td></tr></tbody></table>	施設名	位置	容量	廃棄物保管施設①	資材館北側	19.50 m <sup>3</sup>	廃棄物保管施設②	本館北側	22.50 m <sup>3</sup>	廃棄物保管施設③	ペット館南側	4.50 m <sup>3</sup>	施設名	位置	容量	廃棄物保管施設①	B 棟北西側	19.50 m <sup>3</sup>	廃棄物保管施設②	本館北側	22.50 m <sup>3</sup>	廃棄物保管施設③	ペット館南側	4.50 m <sup>3</sup>
施設名	位置	容量																							
廃棄物保管施設①	資材館北側	19.50 m <sup>3</sup>																							
廃棄物保管施設②	本館北側	22.50 m <sup>3</sup>																							
廃棄物保管施設③	ペット館南側	4.50 m <sup>3</sup>																							
施設名	位置	容量																							
廃棄物保管施設①	B 棟北西側	19.50 m <sup>3</sup>																							
廃棄物保管施設②	本館北側	22.50 m <sup>3</sup>																							
廃棄物保管施設③	ペット館南側	4.50 m <sup>3</sup>																							
変更する年月日	(1) 令和 3 年 12 月 28 日 (2) 令和 3 年 5 月 27 日																								

2 届出年月日 令和 3 年 4 月 27 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業観光課

縦覧期間： 令和 3 年 5 月 14 日から令和 3 年 9 月 14 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 3 年 9 月 14 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

西村ジョイ丸亀店 (No.996)

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ